

駐留軍の制限水域に存する漁業権等の行使制限及び漁船の操業制限等並びにこれらに伴う損失補償に関する訓令について

1 制定の趣旨

防衛施設庁の廃止・本省への統合に伴い、従来の防衛庁訓令「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律に基づく損失補償額の決定等に関する訓令（平成 18 年防衛庁訓令第 114 号）」と防衛施設庁訓令「漁業補償処理要領（昭和 60 年防衛施設庁訓令第 27 号）」両訓令の内容を統合・整理し、「防衛施設局長」を「地方防衛局長」とする等の所要の見直しを行った上で、防衛省訓令として新たに制定するとともに、従前の両訓令を廃止する。

2 訓令の概要

この訓令は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁業権等の行使制限及び漁船の操業制限等並びにこれらに伴う損失の補償に関し必要な事項を定めるものである。

（1）総則（第 1 章）

（2）漁業権等の行使制限及びこれに伴う損失補償の手続（第 2 章）

（3）漁船の操業制限等及びこれに伴う損失補償の手続（第 3 章）

（4）調査、算定等（第 4 章）

（5）雑則（第 5 章）

3 施行期日

平成 19 年 9 月 1 日